

7. 景観基本エリア毎の景観形成の方向

7-1. 景観基本エリアの設定

市域の地形、水の環境、緑の環境など、市街地形成の沿革と特性及び市民活動の単位となるコミュニティを基本として、市域エリア別都市景観の特性・課題を踏まえ、基本地区区分することにより、景観基本エリアを設定しました。

地域別の景観特性を方向づけるための景観基本エリアの分割については、先ず本市の地形的特性である平地部と丘陵部に大別し、さらに市民の景観への関心と共有意識性を考え地域活動の単位であるコミュニティ区分を基本としながらエリアを幹線道路、河川などにより区分しました。

平地部を西北・西・西南・中央北・中央・中央南に、丘陵部は東北・東・東南に分割を行い、各々1～4に区分したもので、計18の基本エリアを設定しました。

景観基本エリア図

